

坂田社労士事務所便り

現役世代の負担、最高に

厚生労働省が社会保障審議会年金数理部会に報告したところによると、すべての年金受給者が受け取る基礎年金部分を賄うのに必要な現役世代の保険料負担額が、2003年度は一人当たり月1万4,800円と過去最高になりました。国民年金に加入する自営業者らの保険料(月1万3,580円)を、千円以上上回っています。

◆基礎年金の仕組み

現在、全国民共通の基礎年金財源の約3分の1が税金で、残りの3分の2が現役加入者が納める保険料となっています。高齢化が進み基礎年金の受給者は増える一方、国民年金制度への不信感から国民年金保険料を支払わない人が第2号被保険者のうち約36%おり、現役世代で基礎年金の支え手から外れる人が増えています。その結果、基礎年金を支える一人当たりの負担額が膨らみ続け、2001年度に国民年金保険料水準を突破し、2004、2005年度には月1万5,000円を超える見込みです。保険料を超えた分は国民年金の積立金を取り崩して支払うので、現役世代が将来受け取る年金財源がその分だけ減ることになります。

◆積立金の運用益に依存強める

2003年度の厚生年金の収支は、積立金の運用評価益を勘案した時価で3兆7,968億円の黒字(厚生年金基金の代行返上による特別収入を除いた実質値は約3,000億円の黒字)となり、3年ぶりに黒字となりました。ただ、運用収入を加味しない簿価では3,379億円の赤字(厚生年金基金の代行返上による特別収入を除いた実質値では3兆8,000億円の赤字)でした。国民年金の収支は時価で2,459億円の黒字となりましたが、簿価では500億円の赤字となっています。年金財政は積立金の運用益に依存する構造となっています。



年俸制導入と割増賃金

雇用環境が変化する中で、賃金の決定に際し、労働時間をベースとする従来の制度ではなく、年俸制を導入する企業が増えてきています。年俸制は賃金を年単位で決定するというだけでなく、前年度の業績の評価などに基づいて労働者と雇用者の間で交渉によって決定されるという特徴があり、管理職や専門職、営業職などで採用されることが多いようです。年俸制は事前に年間の賃金額が決定されることから、時間外労働に対して割増賃金を支払う必要がないと誤解している企業も少なくないようです。しかし、たとえ年俸制の労働者であっても、時間外労働や休日労働をさせれば、原則として割増賃金を支払わなければいけません。

◆割増賃金を支払わなくてよい場合

時間外労働や休日労働に対して、割増賃金を支払わなくてもよい場合として、労働基準法第41条に規定されている管理監督者、裁量労働や事業場外労働について「みなし労働時間制」が適用されていて、みなしによって処理される労働時間が1日に8時間を超えない場合などが考えられます。ただ、管理職すべてが労働時間な

どの適用が除外される管理監督者となるわけではないこと、管理監督者であっても労働契約外の労働に対しては別途賃金の支払いが必要なこと、管理監督者であっても深夜労働については割増賃金の支払いが必要なことなどについては注意が必要です。

◆割増賃金を支払わなければいけない場合

一般の従業員に年俸制を導入し、時間外労働などをさせた場合、基本的に割増賃金を支払わなければなりません。それは、年俸額は所定労働時間の労働に対する賃金として定められているのが一般的であるため、時間外労働などに対する割増賃金が当然に含まれているわけではないからです。年俸額のうちいくらかが割増賃金相当額なのか明確に定められている場合には、実際の割増賃金額がその割増賃金相当額に達するまでの時間外労働に対して、別途割増賃金を支払う必要はありません。

◆割増賃金の定額払い

割増賃金の支払いが必要な従業員に年俸制を導入する場合、割増賃金をとりあえず定額で支払うという方法があります。定額払いされた割増賃金の総額が、法所定の計算方法によって算定された割増賃金の総額を下回らない限り違法とはなりません。法所定の割増賃金を下回る場合には、定額払い額と法所定の割増賃金額との差額を支払わなければなりません。このような扱いをする場合、通常の労働時間に対する賃金と割増賃金に相当する賃金が区別できるようになっている必要があります。

～坂田からひとこと～

みなさんお盆休みはいかがでしたか？私は自宅でのんびりと過ごしておりました。ところでお盆のときに胡瓜と茄子に割り箸を刺して馬と牛に見立てたものをご覧になったことはありますか？最近はあまり見られなくなりましたが『精霊馬』といいます。胡瓜は馬の例えです。お盆のときに、少しでも早く迎えられるようにとの願いを表現しています。茄子は牛を表現しています。お盆が終わって、帰るときはのんびりと、という意味です。殺伐とした現代ですが、古き良き日本の風情はいつまでも残ってほしいものですね。

65歳以上の扶養家族の健康保険料徴収へ

厚生労働省は高齢者の医療制度改革として、2008年度から75歳以上のすべての人が保険料を払う新たな高齢者医療保険制度の創設をめざしています。その一環として、現在は健康保険料を負担していない65歳から74歳までの会社員の扶養家族からも保険料を徴収する案を検討しています。

◆現在の高齢者医療制度

現在は会社員が入る健康保険組合・政府管掌健康保険の保険料は会社員本人だけにかかっています。扶養家族は保険料を支払わず、医療にかかる給付の負担は保険料を納める会社員が分担する仕組みとなっています。一方、国民健康保険には扶養家族というシステムがないため、自営業者などは夫婦別々に保険料を支払わなければなりません。会社を退職し、扶養してくれる家族がない場合も同様です。

◆政府の見直し案

2007年度の推計では65歳から74歳までの「前期高齢者」は、国民健康保険の加入者が約1,100万人、被用者保険加入者で保険料を負担する人が約130万人で、現在保険料の負担がない扶養家族が約170万人となる見込みです。政府が新たに徴収対象としているのは、前期高齢者のうちの扶養家族についてです。扶養家族を持つ会社員の保険料に上乗せして徴収する案が有力で、64歳以下の扶養家族については、子育て世帯などに配慮し今まで通り保険料の負担を求めません。扶養家族の中でも前期高齢者は年金収入があるため、平均所得が年100万円弱と64歳以下の約4倍あり、一人当たりの医療費給付は全体平均の4倍近くあります。また、75歳以上の「後期高齢者」が入る新しい保険制度をつくり、保険料を徴収することなどから現在は保険料を負担していない「前期高齢者」の扶養家族からも保険料を徴収する考えのようです。